

奈良県告示第百三十三号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

令和七年六月二十七日

奈良県知事 山下 真

一 徴収を委託した歳入

奈良県立都市公園条例（昭和三十五年三月奈良県条例第十一号）別表第四の九に規定する古城園茶室に係る使用料及び同表の十六に規定する旧山口氏南都別邸茶室に係る使用料

二 受託者の名称及び所在地

名称 関西緑地サービス株式会社

所在地 奈良市疋田町二丁目二番四号

三 委託事務の取扱期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで